

その他の事業の取扱いについて（その2）

その他の事業の取扱い（その2）について、次のとおり提出する。

平成16年3月11日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

その他の事業の取扱いについて（その2）

（コミュニティ施策の取扱い）

自治公民館補助事業については、新市に引き継ぐ。ただし、建設補助及び運営補助の内容については、合併時に統一する。

新市においては、NPO・ボランティア等の市民グループの参加がまちづくりに関して欠くことのできないものである。したがって、NPO・ボランティア等の市民グループの設立・育成を支援するとともに、パートナーシップを構築し、協働のまちづくりを進める。

平成16年3月25日確認

大野郡5町2村合併協議会